

平成 27 年 9 月 7 日

金融庁総務企画局企画課 御中

一般社団法人全国銀行協会

金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案  
に対する意見等の提出について

平成 27 年 8 月 7 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見等を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正案に対する意見等

No.	該当箇所	意見等	理由
1	銀行法施行規則第三十四条の三十四 第一項一号の二等	「婚姻前の氏名を証する書面」とは具体的に どのような書面が該当するか。	確認のため。
2	銀行法施行規則第三十四条の三十四 第一項一号の二等 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅱ -1-5、別紙様式4-10-1-1 中小・地域金融機関向けの総合的な監 督指針Ⅲ-1-7、別紙様式4-10- 1-1	届出書に「婚姻前の氏名」を併記する際に は、届出書の添付書類(例えば、履歴書等。 通常時にも提出する類のもの)に記載する 姓名についても全て、「婚姻前の氏名」を併 記する必要があるか。	確認のため。
3	銀行法施行規則第三十四条の三十四 第一項一号の二等 主要行等向けの総合的な監督指針Ⅱ -1-5 中小・地域金融機関向けの総合的な監 督指針Ⅲ-1-7	「婚姻前の氏名」とあるが、離婚、養子縁組 または離縁等により氏を改めた場合に、そ れ以前の姓を届出に併記することは許容さ れないのか。	確認のため。